（資料６－１）

住宅宿泊事業法令に基づく届出及び指導監督の手順

届出前

ルールブックによる周知
〇消防署への事前相談
〇非常用照明設備等について、建築士等へ事前相談
〇ごみの排出方法について、清掃事務所へ事前相談

条例第7条
〇届出の7日前までに周辺住民へ事業を開始する旨の書面による周知
〇周知を実施した旨の区への報告

法に基づく届出添付書類（例）
〇届出住宅の登記事項証明書
〇届出住宅の平面図
〇住宅宿泊事業を禁止していない旨のマンション管理規約

事前相談
⇩
届出
⇩
受理
⇩
事業開始

届出後

届出住宅の状況確認
〇施設の確認
〇標識設置の確認
＊衛生課職員（派遣職員を含む）

届出住宅に問題がある場合［法第17条］
〇事業者からの報告徴収
〇届出住宅への立入検査
〇是正指導
＊衛生課の他、都市計画部等との連携

区民からの苦情［法第17条］
〇事業者からの報告徴収
〇届出住宅への立入検査
〇是正指導
＊衛生課の他、関係部署との連携

問題のある施設
悪質な事業者
〇警察と連携

改善しない場合

≪行政処分・法第15条・16条≫
業務改善命令・業務停止命令

告発

警察
・捜査・罰則適用
［法第72～79条］